

長期優良住宅に対する補助制度と県産材利用補助制度を併用できるか

相談内容	<p>住宅の新築を計画しているが、長期優良住宅制度を利用すると補助金が出ることから、設計事務所に依頼して設計を進めている。最近になって、自治体のホームページを確認したところ、県産木材を使用すると補助金が出ることを知った。もともと計画では県産木材を使用することで考えていたので、この補助金が活用できるのではないかと設計事務所に相談したところ、一つの住宅の新築工事に使える補助金制度は一つに限定されるため、どちらかを選ばなければならないといわれた。実際に2つの補助金は使えないのか、また、どちらが有利なのかを教えてください。</p>
回答内容	<p>補助金については、その補助を行う主体が国、都道府県、市町村、民間団体など様々です。重複して制度を利用できるか否かは各補助をする主体に確認していただく必要があります。</p> <p>市町村や都道府県（地方公共団体）の補助制度の場合、その財源を国の補助制度や交付金制度を利用している場合があります、このような補助制度は国と地方公共団体の補助を併用して利用することはできません。また、国の財源を使わない地方公共団体の補助制度であっても、それぞれの補助団体において制限をしているのが一般的です。</p> <p>助成制度は「補助金」、「交付金」、「助成金」等の名称で給付を受けることができるものがありますが、こうしたものは同じ扱いとなっています。</p> <p>相談の長期優良住宅の補助制度（例えば地域型住宅グリーン化事業）と長野県の信州健康住宅助成金（県産材利用による補助が含まれている制度）の併用は認められません。</p> <p>ただし、その対象となる工事の内容によって併用が可能な場合もあります。例えば、対象となる工事部分が区分できる場合などがこれに当たります。いずれにしても、補助を行う主体（地方公共団体）に確認することが重要です。</p> <p>例えば、耐震改修工事とバリアフリー工事を同時に行う場合は、耐震関連工事とバリアフリーを行う場所が区分できる場合は認められる場合があります。</p> <p>様々な助成制度がある中で、どの制度が有利なのかを見極めて申請することが必要です。助成額が大きい制度はその分レベルの高い性能の住宅を要求され、工事費がその分嵩むこととなるなど、総合的に比較検討をしておく必要があります。設計を依頼した建築士に相談されると良いでしょう。</p> <p>こうした補助制度は工事に着手してしまっからの申請はできないものが多くあります。計画段階から情報を得ておく必要があります。参考として、全国の地方公共団体の支援（補助等）については web 上で「地方公共団体における住宅リフォームに係わる支援制度検索サイト http://www.j-reform.com/reform-support/」にも情報が掲載されていますのでご覧ください。なお、様々な助成については、市町村や都道府県のホームページに掲載されていますのでご覧ください。</p> <p>なお、制度相互の優位性につきましては、単に補助額の多寡のみならず、補助対象となる条件によって、工事費用が高くなることも含め、総合的に検討する必要があります。</p>